



「JSLA契約書に基づく貸付債権の譲渡性に関する検討」公表にあたって

シンジケートローン取引は、貸付当初より譲渡を前提としている取引であるとの認識が多いと思われます。このような認識は、例えば、全国銀行協会を事務局に平成14年12月～平成15年3月に開催された貸出債権市場協議会の報告書においても示されているところです。

このような認識のもと、シンジケートローン債権をより譲渡に適した債権とするための論点を整理しておくことは、シンジケートローン取引の活性化、ひいてはローン・セカンダリー取引の活性化・円滑化につながると考えられます。そこで、今般、ローン・シンジケーション委員会では、首題に関して、委員会内に設置したワーキング・グループ（WG）を中心に検討を行いました。

今回の検討においては、平成14年12月にローン・セカンダリー委員会が取りまとめた「貸付債権の譲渡性（transferability）に関する考察」で整理された論点をJSLA版シンジケートローン契約書上で検証しています。特に、シンジケートローン取引においては、リレーションを必ずしも前提にしないこと、シンジケート団の団体性を前提とすること、といった特徴があるため、それらに対応した契約書上の特約が重要となっておりますが、貸付債権の譲渡に際してのこれら特約の動き方については慎重に論点を整理すべきと判断しました。そこで、今回の検討に際して、長島・大野・常松法律事務所の諸先生から法的論点につき助言をいただくとともに、同事務所の吉田正之・北村豊両弁護士よりメモランダムを作成いただき、併せて法律解釈の一例として今般公表することとしました。

今回の検討が、譲渡を前提としたシンジケートローン取引の活性化、ひいてはローン・セカンダリー取引の活性化へとつながり、プライマリー市場・セカンダリー市場が一体となった貸付債権市場の拡大に資するものとなれば幸いです。

平成15年11月

ローン・シンジケーション委員会

JSLAタームローン契約書の譲渡性を検討するWG

WGリーダー 三井住友銀行

WGメンバー あおぞら銀行、住友信託銀行、第一生命保険、東京三菱銀行、みずほコーポレート銀行、三菱信託銀行、BNPパリバ銀行、UFJ銀行



(ローン・シンジケーション委員会)

委員長 三井住友銀行

副委員長 第一生命保険、野村證券、三菱信託銀行、BNPパリバ銀行

委員 あおぞら銀行、信金中央金庫、新生銀行、住友信託銀行、住友生命保険、東京三菱銀行、農林中央金庫、広島銀行、みずほコーポレート銀行、三菱証券、UFJ銀行